

平成20年第2回砂川市議会定例会

平成20年6月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
 - 開議宣言
 - 議事録署名議員指名
 - 議事日程報告
 - 議長諸般報告
 - 会期の決定
 - 主要行政報告
 - 教育行政報告
 - 報告第1号
 - 報告第2号
 - 報告第4号
 - 報告第1号
 - 議案第1号
 - 議案第4号
 - 議案第1号
- 線越明許費の線越しについて
砂川市文化財保護条例の制定について
砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
平成20年度砂川市一般会計補正予算
〔予算審査（全員）特別委員会〕
- 散会宣言

○本日の会議に付した事件

- 議事録署名議員指名
- 土田政己議員
- 矢野裕司議員
- 議長諸般報告
- 議長諸般報告
- 会期の決定

日程第2 自 6月9日 3日間

至 6月11日

- 主要行政報告
 - 教育行政報告
 - 報告第1号
 - 報告第2号
 - 報告第4号
 - 報告第1号
 - 議案第1号
 - 議案第4号
 - 議案第1号
- 線越明許費の線越しについて
砂川市文化財保護条例の制定について
砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
平成20年度砂川市一般会計補正予算
〔予算審査（全員）特別委員会〕

○出席議員（14名）

議長	北谷	谷野	文裕	夫司	君君	副議長	東武	英圭	男介	君君
議員	増中	田江	吉清	司章	君君	議員	飯吉	明や	彦彦	君君
	一土	ノ瀨	弘政	美昭	君君		尾辻	静す	子夫	君君
	小黒	田黒		己弘	君君		沢田	広	勲志	君君

○欠席議員（0名）

- 議事報告者
- 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 - 砂川市教育委員会委員長 佐藤 菊山
 - 砂川市選挙管理委員会委員長 奥曾 山我
 - 砂川市農業委員会会長 小原 幸二
 - 砂川市副市長 小原 幸二
 - 砂川市立病院院長 熊 豊
 - 砂川市総務部長 善岡 雅文
 - 兼会計管理者 井栗西 上井野 克久 也司
 - 市民部長 井栗西 上井野 克久 也司
 - 経済部長 井栗西 上井野 克久 也司
 - 建設部長 井栗西 上井野 克久 也司
 - 建設部技監 金 田 芳侯 一憲 治 進
 - 市立病院事務局局長 小 佐 藤 俊 夫
 - 市立病院事務局審議監 古 木 信 村 繁 己
 - 市立病院事務局技監 古 木 信 村 繁 己
 - 総務課長 湯 浅 克 己
 - 広報広聴課長 湯 浅 克 己
 - 砂川市教育委員会委員長 湯 浅 克 己
 - 教育次長 湯 浅 克 己
 - 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 - 砂川市監査事務局局長 中 出 利 明
 - 砂川市選挙管理委員会委員長 善岡 雅文
 - 選挙管理委員会事務局局長 善岡 雅文
 - 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司
議 事 務 局 次 長 角 丸 誠 一
事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長 佐 々 木 純 早
議 事 係 長 石 川 人 苗

開 会 午 前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成20年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣言

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、土田政己議員及び矢野裕司議員 を指名いたします。
本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) おはようございます。平成20年第1回定例市議会以降における主要行政についてご報告を申し上げます。

まず、1ページの総務部総務課の関係でございますけれども、2点目の砂川市市制施行30周年記念式典実行委員会を……

〔何事か呼ぶ者あり〕

砂川市市制施行50周年記念式典実行委員会を4月の11日及び5月の26日開催をいたしましたわけでありまして、この会議に当たりまして、委員長及び副委員長を決定をされまして、記念式典並びに記念事業の開催案及び式典の実施要領等を承認されたところであります。

次に、2ページの広報聴課の関係でございますけれども、その2点目の名誉市民の山口正直氏が3月の23日にご逝去されましたので、4月の9日に市葬をとり行ったところであります。管内市町長や市民など、約300人の参列をいただいたところであります。

4点目の2市3町地域づくり懇談会については、3月の28日、2市3町の市町長が北海道庁を訪ね、北海道知事に対する「市町村合併の実現に向けての要望書」を嵐田副知事に提出してまいりました。5月28日、改めて北海道庁を訪ね、要望した事項について佐藤副知事に北海道の考え方を確認し、意見交換を行ったところであります。

5点目の移住定住促進事業の取り組みについて、4月の22日、第1回すながわ移住定住促進協議会を開催をいたしまして、短期滞在ツアーの実施や北海道移住促進協議会と連携をしたPR活動などを盛り込んだ平成20年度事業計画について協議し、承認されたところであります。

次に、3ページの税務課の関係では、1点目の平成19年度市税・国民健康保険税・介護保険料の収納状況について、平成20年5月末現在の収納状況はそれぞれ記載のとおりであります。このうち国民健康保険税の調整交付金に影響する部分の収納率については93.38%となり、調整交付金の減額の対象となる93%は超えたところであります。

次に、5ページの市民部市民生活課の関係では、10点目の交通安全の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますけれども、4月の9日、市役所部課長会53名による旗の波街頭啓発を行ったところであります。

次に、7ページの社会福祉課の関係では、3点目の学童保育所入所状況について、5月1日現在の入所状況は4カ所合計で通年利用112名、短期利用47名、総数で159名が入所登録をしておるところであります。

次に、10ページの経済部商工労働観光課の関係では、4点目のすながわスイートロード事業について、(1)、SUNAGAWAホワイトチョコレートお披露目会でありまして、4月の30日に砂川パークホテルで開催され、北海道洞爺湖サミットに向けて、PRとレベルアップを目的とした「ホワイトチョコレート大作戦」に砂川菓子組合9社のうち7社が参画し、各店オリジナルのケーキを製作いたしました。お披露目会には、関係者、市民のほか、マスコミが多数訪れ、新製品の紹介と試食が行われたところであります。

次に、11ページの5点目の砂川市中心市街地活性化基本計画について、(1)、回遊策検討委員会の開催でありまして、3月の3日及び4月の14日、砂川商工会議所において、砂川市中心市街地活性化協議会に参画する5団体による商店街のにぎわい創出に向けた検討会議を実施したところであります。

次に、12ページの農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、5月初旬の霜による影響が一部見られたものの、各農産物はおおむね順調に生育しているところであります。

次に、16ページの建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる奨励金について、施行から3年目を迎えました。すながわハートフル住まいる奨励金の交付状況は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、19ページの市立病院の関係では、2点目の医療訴訟について、4月の23日、平成18年4月28日に肺小細胞がんで死亡した奈井江在住の男性の妻より、肺小細胞がんに対し適切な治療及び説明義務を誤ったとして、東京地方裁判所に損害賠償請求の訴訟が提起されたところであります。

次に、3点目の平成20年度の附属看護専門学校の入学状況について、受験者127名のうち1次試験合格者は110名中36名の学生が合格をし、4月9日に入学をいたしました。したがって、本年度当初の各学年在籍状況は、1年生が36名、2年生が34名、3年生が40名となり、総数で110名となったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります、1点目の学校の現況について申し上げます。5月1日付の学校基本調査による現況は、対前年比較で学級数において5学級の増、児童生徒数につきましては同数の1,429名であり、教職員数は7名の増となっております。

2点目の平成20年度全国学力・学習状況調査の実施についてであります、4月22日、小学6年生151名、中学3年生145名が受験したところであります。次に、3点目、AED、自動体外式除細動器の配備につきましては、市内小学校5校、中学校2校に配備を完了したところであります。

次に、2ページ、公民館所管につきまして申し上げます。1点目、郷土資料室特別展「砂川市制50年の歩み」についてであります、5月16日から6月22日までの期間、公民館1階ロビーと3階郷土資料室において、市制施行50年の移り変わりについて、郷土資料室の収蔵資料と広報広聴課の写真資料を中心とする特別展示を開催しているところであります。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費を繰り越したしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

平成19年度砂川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明申し上げます。

1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、流域下水道整備事業であります。金額は1,175万2,000円であり、うち240万5,000円を平成20年度に繰り越すものであります。財源内訳につきましては、地方債240万円、一般財源5,000円であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第2号 砂川市文化財保護条例の制定について
議案第4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第2号 砂川市文化財保護条例の制定について、議案第4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算の3件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第4号についてご提案申し上げます。

議案第4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、戸籍法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第2条関係）は、手数料の規定で、表の構成は左から項、手数料を徴収する事項及び名称、手数料徴収事項の根拠法令及び根拠条項等、手数料の額であり、3ページの10項から4ページの15項は、いずれも戸籍、除籍に関する記録、記載及び各種届け出等の証明書手数料であります、戸籍法の改正により手数料徴収事項の根拠法令及び根拠状況、条項等について記載のとおり改正するものであります。

10項から15項の各項改正後の第10条の2第1項から第5号まで及び第126条は新設条項であり、第12条の2において準用する同法第10条第1項は現行、第12条の2及び第10条第1項の改正によるものであります。また、第120条第1項は、現行、第117条の4第1項の条番号の改正によるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、議案第2号 砂川市文化財保護条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由でございますが、砂川市は本年市制施行50周年を迎えるとともに、開基以来118年を迎えることとなります。この記念すべき節目となる年を契機に、条例の提案理由に記載のとおり、砂川市の歴史、文化、伝統を継承し、その保存と活用をもって砂川市の文化の向上に資するため、本条例を制定しようとするものであります。

2ページをお開き願います。それでは、砂川市文化財保護条例の概要についてご説明いたします。

第1条は、この条例の目的規定であり、文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、砂川市の区域内に所在する文化財のうち国又は道の指定を受けた文化財以外の文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とすると規定してございます。

第2条は、この条例で保存、活用する文化財を定義する規定であり、第1号の有形文化財は建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的遺産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料とし、第2号の無形文化財は演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、第3号の民俗文化財は衣食住、生業、年中行事等に関する風俗習慣、民俗慣習及び民俗技術などの無形民俗文化財並びにこれらに用いられる衣服、器具及び家屋その他の物件などの有形民俗文化財及び市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの、第4号の記念物は貝塚、古墳、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で市にとって学術上高いものと定義してございます。

第3条は、委員会の責務として、教育委員会は、第1条の目的を達成するため、市内に所在する文化財の発見、調査等を任務とし、文化財の所有者その他の関係者及び市民の協力を得て、文化財の保存に努めるとともにその文化的活用を図るよう努めなければならないと規定してございます。

第4条では、市民等の心構えとして、文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が市民の貴重な財産であ

ることを自覚し、その保存に努めるとともにその文化的活用に協力するよう努めなければならないと規定しております。

第5条は、審議会の設置に関する規定であり、委員会は、文化財の指定、保存及び活用について調査審議させるため、委員会の附属機関として砂川市文化財保護審議会を設置する旨を規定しており、第2項で委員の定数を7名以内、第3項で委員は学識経験者の中から委員を5名とし、第4項で委員の任期を2年とし、委員に欠員が生じた場合に補欠委員の任期は前任者の残任期間としておろし、第5項では前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は規則で定めると規定しております。

第6条は、文化財の指定に関する規定であり、市内に所在する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、市に特異な文化的価値が高いと認められるものを、所有者若しくは保持者又は保持団体からの申請を受け、審議会の意見を聴き、市文化財として指定し、又は無形民俗文化財の指定を行うときは、当該無形文化財等の保持者又は保持団体を認定しなければならないと規定しております。

第7条は、指定文化財の解除に関する規定であり、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、その指定を解除することができることとし、第2項で市指定文化財が国又は道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとみなすと規定しております。

第8条は、指定又は解除の告示であり、市指定文化財の指定をし、又は解除をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならないと規定しております。

第9条は、管理の義務として、市指定文化財の所有者及び権限に基づく占有者、保持者又は保持団体は、この条例及びこれに基づく規則並びに委員会の指示に従い当該市指定文化財を適正に管理しなければならないと規定しております。

第10条は、所有者等の変更があった場合の届け出義務に関する規定であり、第1項で市指定文化財の所有者が変更したときは新たな所有者が、第2項で所有者等が氏名、名称又は住所を変更したときは所有者等が、第3項で無形文化財等の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは相続人又は保持者が、保持団体が解散したときは代表者であった者がそれぞれ速やかにその旨を委員会に届け出なければならないと規定しております。

第11条は、市指定文化財の滅失、き損等があった場合の届け出義務に関する規定であり、第1号の文化財の所在する場所を変更し、又は第2号の文化財の全部又は一部が滅失、き損又は亡失したとき、第3号の記念物の所在、番地、地名又は地積が異動があったとき、これらのいずれかに該当するときは、所有者等は速やかにその旨を委員会に届け出なければならないと規定しております。

第12条は、現状の変更に関する規定であり、所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするときは、所有者等その他関係者が現状の保全に影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならないとし、第2項で委員会は前項の許可について必要な指示を与え又は条件を付すことができるとし、第3項では委員会は許可を受けた者が指示又は条件に従わないときは現状変更の停止を命じ、又は許可をとり消すことができることと規定しております。

第13条は、修理等の届出に関する規定であり、所有者等は、市指定文化財の修理及びその他の維持の措置をしようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変更による許可を受けた場合はこの限りでないと規定し、第2項では委員会は修理等に関し必要があると認めるときは技術的な指導又は助言を与えることができることと規定しております。

第14条は、管理又は修理の勧告に関する規定であり、委員会は、市指定文化財の管理が適当でないとき又は修理を必要と認めるときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができることと規定しております。

第15条は、調査又は報告に関する規定であり、委員会が必要と認めるときは、市指定文化財を調査し、又はその管理状況若しくは修理の状況について所有者等から報告を求めることができると規定しております。

第16条は、補助金に関する規定であり、委員会は、市指定文化財の管理、保存等のため必要と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付することができることとし、第2項で委員会は補助金の交付に際して必要な条件を付することができることと規定しております。

第17条は、補助金の返還に関する規定であり、第1号の補助金の交付条件に従わないとき、第2号の申請の目的以外の用途に補助金を使用したとき、第3号の委員会が補助することを不適当と認めるとき、これらのいずれかに該当するときは、委員会は当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は全部若しくは一部の返還を命ずることができると規定しております。

第18条は、出品又は公開の要請に関する規定であり、委員会は、市指定文化財の所有者等に対し委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財を出品又は公開することを要請することができることと規定しております。

第19条は、損害の補償に関する規定であり、委員会の要請による出品又は公開により、その文化財が滅失又はき損したときは、市所有者等に対し、通常生ずべき損害を補償するものとし、所有者等の責めに帰すべき事由によつて滅失またはき損した場合はこの限りでないと規定しております。

第20条は、委任規定であり、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定めると規定しております。なお、本条例の附則として、附則第1項は、この条例は平成20年7月1日から施行することと規定し、附則第2項は、砂川市文化財保護審議会を附属機関として設置することに伴い、砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を別表(第2条関係)中「社会教育委員 日額4,800円」を「社会教育委員 日額4,800円、文化財保護審議会委員 4,800円」に改める規定であります。

次に、議案第2号附属説明資料、砂川市文化財保護条例施行規則(案)についてご説明申し上げます。

第1条は、この規則の制定趣旨であり、砂川市文化財保護条例の施行に関し、必要な事項を定めるものと規定しております。

第2条は、砂川市文化財保護審議会に会長及び副会長各1名を置き、第2項では会長、第3項では副会長の職務を規定しております。

第3条は審議会の招集と成立要件等を規定しており、第4条は指定申請に関する規定であり、砂川市の指定文化財として指定を受けようとする場合の申請手続を規定しております。

第5条は、指定等の規定であり、委員会は、市指定文化財として指定したときは、砂川市指定文化財指定書を所有者、保持者又は保持団体に交付するものとし、第2項では無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、砂川市指定文化財保持者(保持団体)認定書を当該保持者又は保持団体に交付するものと規定しております。

第6条は、指定の解除に関する規定であり、委員会は市指定文化財の指定を解除したときは、砂川市指定文化財解除書を所有者等に交付し、指定の解除をするもので、第2項では所有者等が解除書の交付を受けたとき又は国又は道の文化財の指定を受けるに至ったときは、速やかに指定書を委員会に返納しなければならないとし、第3項では無形文化財等の指定を解除したときは保持者又は保持団体は速やかに認定書を返納しなければならないと規定しております。

第7条は、指定書等の再交付申請等に関する規定であり、第1項では指定書及び認定書の再交付の手続、第2項では再交付を受けたときは、先に受けた指定書等はその効力を失う旨を規定しております。

第8条は、所有者等の変更届け出等に関する手続を規定しており、第1項では条例に規定する所有者等の変更、氏名、名称または住所の変更、文化財の所在する場所及び指定文化財である記念物の所在、番地、地名または地積の異

動があった場合の届け出を、第2項では無形文化財等の保持者の死亡または保持団体が解散した場合の届け出を、第3項では市指定文化財の滅失、き損または死亡した場合の届け出について規定しております。

第9条は、市指定文化財の現状変更等に関する規定であり、現状変更等の許可を受けようとする場合の申請書の提出と許可、不許可書の交付について規定しております。

第10条は、市指定文化財の修理等を行う場合の申請規定であり、市指定文化財に対する補助金の交付対象事業として第11条は、補助金の交付対象事業に関する規定であり、第12条は、補助金の交付対象事業として第13条は、補助金の額に関する規定であり、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、特別の事情があるときは、この限りでないとして規定しております。

第14条は補助金の申請等に関する規定であり、第15条は補助金の交付決定に関する規定であり、補助金の交付を決定したときは、当該申請者に通知するものと規定しております。

第16条は、実績報告に関する規定であり、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助事業が完了したときの実績報告書の提出義務を規定しております。

第17条は、補助金の額の確定に関する規定であり、委員会は実績報告書により当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものと規定しております。

第18条は、補助金の交付に関する規定であり、補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとし、委員会が必要と認めるときは概算払いをすることができるとし、第2項で補助金の概算払いの申請手続を規定しております。

第19条は文化財台帳に関する規定であり、第20条はその他として、この規則に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定めると規定しております。

なお、本規則の附則として、この規則は平成20年7月1日から施行すると規定しております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億5,344万5,000円とするものでございます。

初めに、12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費1,000円を補正は、平成20年10月14日、株式会社北洋銀行と株式会社札幌銀行が合併することとなり、合併後の株式会社砂川振興公社に対する株式保有率が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条で禁止されている5%を超えることとなるため、合併前に株式会社札幌銀行が保有する株式1,000株を1,000円で砂川市が購入するものであります。

次に、14ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、障害者自立支援制度円滑化に要する経費80万円の補正は、平成20年7月からの利用者負担の見直しなどの制度改革に対応するための障害者福祉システム改修委託料で、全額国費で行うものであります。

次に、16ページ、10款教育費、1項2目事務局費で一つ丸、教育関係団体に要する経費の北海道学校保健研究大会空知大会負担金2万円の補正は、毎年全道持ち回りで開催され、今年度は空知管内岩見沢市で10月19日開催される同大会の管内市町村負担金であります。

同じく、4項1目社会教育費で二重丸、文化財保護に要する経費7万4,000円の補正は、砂川市文化財保護条例の制定に伴い、砂川市文化財保護審議会を設置し、ご審議をいただくことから、7名分の委員報酬及び費用弁償であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。

16款国庫支出金80万円の補正は、障害者福祉システム改修に係る補助金であります。

18款繰入金は、繰入金9万5,000円の増となりますが、これは財政調整基金で財源調整するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○小黒弘議員 (登壇) 議案第2号で質疑をさせていただきます。文化財保護条例ということなのですが、普通こんな大きな条例が6月に出てくるというのもちょっと不思議ではあるのですけれども、それはそれとして、文化財保護条例というのはかなり前からいろいろと議論があった条例でして、たしか10年前の市制40周年のときでもいろいろ話題にはなっていたと思うのですけれども、制定までには至らなかったのですよね。

それで、一つ目の質問は、なぜ今なのかということなのですが、何で新たに文化財保護条例を制定しようとしているのか、制定に至った経過を含めてお聞かせいただきたいと思っています。

それから、2点目なのですが、なかなか我がまちにはここで言う有形文化財、例えば建造物とかその他のものというものは、これだというのは余りないのです。私が考える上でですけれども、残念ながらこれだというのは既に壊されてしまってきているというようなことありまして、今後、今この段階で文化財保護条例というのを制定していく中で、どんな感じでイメージを、どんなものをこれから指定していくのかなとされているのか、当然そういうものがある程度対象があるからこそ今回の文化財保護条例の制定ということになったと私は想像するのですけれども、対象となるような具体的なイメージでもお話ししていただければ、ああ、なるほどなというように感じられると思います。

最後に、3点目なのですが、条例を読ませていただく、当然保護にはお金がかかる、保存とか保護というものについてはお金がかかるわけですから、条文にも補助金という形でしっかりとうたわれておりますし、今後大体どのぐらいの覚悟を持って、お金の面で、覚悟を持ってこの条例を提案されてきたのか、その点。合わせて3点ですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) それでは、ご質問にご答弁を申し上げます。

第1点目のなぜ今文化財保護条例を制定するのかについてご答弁を申し上げます。初めに、文化財保護

以上です。
○議長 北谷文夫君 他にありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
〔これで議案第2号の総括質疑を終わります。〕
続いて、議案第4号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
〔これで議案第4号の総括質疑を終わります。〕
続いて、議案第1号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

土田政己議員。
○土田政己議員 (登壇) 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算について、1点だけ総括質疑をさせていただきます。

第3款民生費の社会福祉費、障害者自立支援制度の円滑化に要する経費8万円でございますけれども、先ほどのご説明では障害者福祉システムの改修委託料として全額国費で行われるものというふうに言われましたけれども、ご承知のとおり障害者自立支援法は平成18年度から施行され、その年の10月から本格的に実施されました。ところが、平成19年度で見直しで特別対策がとられて、また本年度、20年度さらに緊急措置として見直しが行われるというふうな非常に、非常に欠陥というか、問題の多い法律ではないのかなというふうに思われますので、今年度、平成20年度緊急措置としてとられた全体の内容及びグループホームなどの施設等についての影響が具体的にこの緊急措置の見直しでどうなるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。
○市民部長 井上克也君 (登壇) ただいまご質問のありました障害者自立支援法の平成20年度の抜本的見直しに向けた緊急措置の内容及び影響ということでございますから、障害者及び施設への具体的な影響についてご答弁申し上げます。

初めに、抜本的見直しに向けた緊急措置の内容及びありますが、利用者負担の軽減措置につきましては平成19年度から既に実施されておりますが、さらなる軽減措置として住宅、通所サービスの利用者負担の上限額を引き下げるものであります。低所得1の区分、これは市民税非課税でおおむね年収80万円以下の世帯であります。1カ月当たりの負担上限額3,750円が1,500円に、低所得2の区分、これは市民税非課税でおおむね年収30万円未満の世帯であります。6,150円が3,000円に、さらに通所サービスのみの方は3,750円が1,500円に引き下がることとなり、これら対象者はおおむね150名であります。また、障害を抱える世帯の負担軽減として、年収おおむね60万円が89万円に引き上げることとなり、対象者はおおむね40名であります。さらに、成人の障害者につきましては、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を世帯単位から個人単位に見直し、本人と配偶者のみの所得となります。

次に、施設への具体的影響であります。福祉サービスの事業所に対しては、従前収入の9割保障に加え、通所サービスの単価を4%引き上げるほか、1日当たりの利用者数の緩和などにより事業所の経営基盤の強化が図られることとなります。このほか、重度障害者への支援、児童デイサービス事業への支援として、施設に対する助成制度の拡大を図るなどの措置が講じられることとなります。

以上であります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。
○土田政己議員 中身は具体的にはわかりました。今お話がありましたように、先ほどの質問でも申し上げましたように平成18年度から実施されて、昨年も部長答弁ありましたように利用者負担の軽減が行われて、利用者の負担軽減、さらには資産案件もかなり、600万から、500万から、単身者は500万、家族いれば1,000万とかのやつも下がったわけですが、さらには今年度もそういう点では引き下げられると。しかし、自立支援法の基本である応益の本人の負担というはなくなるの、根本的には、下げられることは大変いいことなのではないかと。でも本当に障害の持っている方は大変な状況になっておりますので、砂川市全体でいうと150人の皆さんに今度の単価の引き上げで大きな影響を及ぼすということなのですが、砂川市には障害者の施設もございまして、あるいは自立支援センター、いろいろな形もやっておられるのですけれども、大変ご苦労されて運営をされているという状況も聞きます。このことにより、施設の皆さんの4%の報酬単価が引き上げられるのですけれども、これだけかなり厳しいのではないかと。このことについて、現実のお話を聞いても大変運営が厳しいというふうに私も聞いているのですが、このあたりは皆さんのほうでどのように理解をされているのか、この辺お伺いしたいというふうに思っております。

最後に、このシステムの改修するのは7月からの実施で行われるのですけれども、どこの部分がどう変わる、先ほど個人、いわゆる世帯から個人に変わるとかいろいろなことがありましたけれども、どこがどのように変わるのか、その点だけお伺いして、2回目とします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。
○市民部長 井上克也君 最初に、システムの改修の内容及びありますが、これは自立支援法に伴う保険給付、これらにつきましては北海道の国保連合会が肩がわりをしてそれぞれ施設に払うものは払う、そして市町村は連合会のほうにその分を支払うという、こういうシステムになっています。その段階で判断する際の所得区分、あるいは負担区分、その辺のシステム、それらを市町村と連合会でシステムを組んでおります。ここを改修しようとするのであります。

続きまして、砂川市内の事業所も含めて、これら福祉施設、障害者施設で状況どうなのだというご質問でございますけれども、これにつきましては、ご承知のとおり措置制度から支援費制度になりまして、そしてまた平成18年度からは自立支援法によってそれぞれ事業所、事業者に対して給付がされるということになりますけれども、一番大きかったのは、通所等によりましてそれまで月額幾らですと定まっていた通所の単価が今度は該当する方が通所の日数によって日割りによって給付されるというようなことから、月額単位であったものが日額単位になってきた。そのようなことから、事業所においても、特に通所事業所等については経営が厳しくなるよというふうなご指摘もありません。そのようなことから、国のほうとしてはやはり受け皿としての事業所の経営の基盤の強化を図らなければならぬというふうなことから、18年度に改正はしたものの、19年、そして20年度とさらなる強化ということで措置を講じたという状況でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。
○土田政己議員 中身はわかりました。私が思うには、先ほど部長答弁あったように、また21年度も抜本改革やるから、また見直すのですよね。ですから、結局見直すたびに、幾ら国費とはいえど、砂川市だけで80万円かかるわけですね。システム見直しで80万円かかるわけですから、去年もかけて、ことしもかけて、また来年もというふうな国の財政運営というのは、どこも金がないという中で、これは制度がきちんとしていけばこんなことにはならぬのでしょというけれども、こんな毎年見直しするたびに皆さん大変ですね、システム見直されて、実施するまで大変なのでしょけれども、その辺がちょっと私自身も自立支援法そのものが大きな問題、今の後期高齢者医療制度と同じようなものでたくさん欠陥の持った法律でもあったのだから、抜本的な改善が必要だというふうに思いましたので、総括質疑ですので、その点だけ申し上げます。質疑を終わります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時33分